



## 長野労働局主催 働き方改革改正法セミナーのご案内

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「改正法」という。)が平成30年7月に公布され、平成31年4月1日以降、段階的に法律が施行されます。

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現のため、改正法において一括して、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得、同一企業における正規・非正規の間の不合理な待遇差の解消等について、それぞれの関連する法律(労働基準法など)を改正したところです。

長野労働局では、改正法の内容をより一層ご理解いただき、各企業において働き方改革を推進していただくため、標記セミナーを以下のとおり開催しますので、是非ご参加ください。

### 【開催日・場所】

地域	開催日	会場	所在地	定員
中信	平成30年12月17日(月)	キッセイ文化ホール 中ホール	松本市水汲 69-2	午前の部 150 午後の部 150
北信	平成30年12月18日(火)	ホクト文化ホール 小ホール	長野市若里 1-1-3	午前の部 150 午後の部 150
南信	平成30年12月20日(木)	長野県伊那文化会館 小ホール	伊那市西町 5776	午前の部 150 ※開会時間注意 午後の部 150
東信	平成30年12月21日(金)	上田市丸子文化会館 小ホール	上田市上丸子 1488	午前の部 150 午後の部 150

### 【開催時間】

午前の部	受付9時30分～ 開会10時～ (・改正法説明 ～11時30分 ・個別相談11時30分～12時) ※南信会場(伊那市)のみ 受付10時～ 開会10時30分～ (・改正法説明 ～12時 ・個別相談12時～12時30分)
午後の部	受付13時30分～ 開会14時～ (・改正法説明 ～15時30分 ・個別相談15時30分～16時)

※セミナー内容については裏面をご参照ください。

【定員】 ○各日、各回(午前及び午後)とも 150人

### 【申込方法】

○「働き方改革改正法セミナー」参加申込書(裏面)を長野労働局 雇用環境・均等室あてにFAX又は郵送にてお申込みください。

**申込締め切りは…平成30年11月30日(金)です。…申込はお早めに。**

※定員の都合で会場変更、人員調整をお願いする場合があります。また、定員に達した場合は事前に締め切らせていただく場合があります。

<お問合せ先> 長野労働局 雇用環境・均等室

〒380-8572 長野市中御所 1-22-1

TEL:026-223-0551

FAX:026-227-0126

FAX 026-227-0126

## 働き方改革改正法セミナー 参加申込書

事業所名	(申込ご担当者 課・係 : _____ 氏名: _____)			
事業所所在地	電話 ( _____ ) — _____ ・ FAX ( _____ ) — _____			
事業所区分(※1) (いずれかに○を記入してください)	1 大企業 ・ 2 中小企業 中小企業事業主の範囲は、欄外(※1)をご参照ください			
長野県働き方改革推進支援センターへの相談希望の有無(※2) (いずれかに○を記入してください)	1 有 ・ 2 無 長野県働き方改革推進支援センターの相談ブースを当日設けます。センターのサービス内容等につきましては、欄外(※2)をご参照ください			
参加希望会場等 (希望会場及び希望時間(午前、午後のいずれか)に○及び参加人数を記入してください。)	中信 (松本会場) [12月17日(月)] 午前・午後 参加者数 人	北信 (長野会場) [12月18日(火)] 午前・午後 参加者数 人	南信 (伊那会場) [12月20日(木)] 午前・午後 参加者数 人	東信 (上田会場) [12月21日(金)] 午前・午後 参加者数 人

(定員の都合で会場変更、人員調整をお願いする場合があります。)

### 【セミナー内容】

- 働き方改革改正法について
    - (①労働基準法関係法令関連 ②非正規労働者への不合理な待遇差の禁止等)
  - 長野県働き方改革推進支援センター(※2)による出張相談
  - 労働基準監督署による個別相談
- } 上記説明の終了後、個別に対応いたします

#### ※1 中小企業事業主の範囲

	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

※2 「長野県働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革を進める中小企業等の支援拠点として、長野労働局が長野県中小企業団体中央会に委託し、平成 30 年 4 月に開設したものです。センターのサービス内容は、各企業が長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、賃上げ及び労働生産性の向上等の働き方改革を具体的に進めるにあたっての個別のアドバイスや各種助成金制度の案内等を行っています。

※とりまとめの都合上、**11月30日(金)まで**にお申し込みください。なお、**定員に達した場合は事前に締め切らせていただく場合があります。**